# 令和6年度

# 長野県農業再生協議会 米・戦略作物部会資料

# 【 報告事項 】

・令和6年度事業の実施状況等について

## 【 協議事項 】

第1号議案 令和7年度 米・戦略作物部会 事業計画(案)について

第2号議案 令和7年度 米・戦略作物部会 収支予算(案)について

第3号議案 水田収益力強化ビジョンにおける産地交付金の助成内容等(案)について

令和7年3月 長野県農業再生協議会

# 報告事項

# 令和6年度長野県農業再生協議会事業実施状況等について

# I 米·戦略作物部会

# 1 米・戦略作物部会の開催状況

小 · 拉帕什图的女公别能区别					
期日	会場	協議事項等			
令和6年6月19日(水)	JA長野県ビル 12C会議室	・令和5年度 事業報告について ・令和5年度 収支決算報告について			
令和6年11月26日(火)	JA 長野県ビル 12B 会議室	・令和6年産米の需給調整の実施状況等について ・令和7年度の米政策の推進について ・主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の 推進について ・令和7年産主食用米の生産数量目安値の提示について 等			

# 2 経営所得安定対策及び米政策等の推進

# (1) 水田農業経営等に係る研修会等の開催

会議等名称	期日	会場	協議事項等
米政策に係る農業再 生協議会担当者会議	令和6年 9月18日	ZOOM による オンライン開催 (JA 長野県ビル 4B 会議室)	・令和6年産主食用米の需給調整の実施 状況について ・米穀の情勢について ・令和7年産主食用米の需要に見合った 適正生産に向けて ・主食用米等の転換推進について 等
米政策推進会議	令和6年 11月26日	Z00M による オンライン開催 (JA 長野県ビル 12B 会議室)	・令和6年産米の需給調整の実施状況について ・令和7年度の米政策の推進について ・主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進について ・令和7年産主食用米の生産数量目安値の提示について等
水田農業経営所得安定対策等推進研修会	令和7年 1月31日	ZOOM による オンライン開催 (JA 長野県ビル 4B 会議室)	<ul><li>・米穀情勢について</li><li>・水田農業における需要に応じた生産の 推進について</li><li>・本県における推進・各種事業の活用等に ついて 等</li></ul>

## (2)経営所得安定対策推進パンフレット等の作成

(三) 尼目// HJS//C/4// IEC · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
パンフレット等名称	作成部数
経営所得安定対策と米政策	4,450 部
米政策に係る生産者向け啓発チラシ	データ配布
水田農業活用施策推進チラシ	データ配布

# 令和7年度 長野県農業再生協議会事業計画 (案)

国は、農業者の減少と高齢化が急速に進行する中で、昨年6月、「食料・農業・農村基本法」を改正し、基本理念として食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立を新たに規定するとともに、「食料供給困難事態対策法」、「農振法等改正法」、「スマート農業技術活用促進法」を制定した。国では、改正基本法に基づく新たな基本計画を今年度中に策定することを目指しており、特に水田政策については、水田活用直接支払交付金や、麦、大豆、飼料作物の生産性向上の取組への支援など、令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始することとしている。

本県では、令和5年度より今後5年間を計画期間とする「第4期長野県食と農業農村振興計画」を策定し、「人と地域が育む未来につづく信州の農業・農村と食」を基本目標とし、次代の長野県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村文化、農村景観などを確実に"つなぐ"とともに、農業・農村の魅力を向上するため、「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、「魅力あふれる信州の食」の3本柱で政策を展開することとしている。

当協議会においては、これらの状況を踏まえつつ、国や県の施策を積極的に活用して、主食用米の適正生産及び畑作物の本作化や輪作体系の構築推進等による主要穀類の体質強化をはじめ、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」により、守るべき農地のゾーニングと担い手への集積・集約化を進めるとともに、、中山間地の農業・農村振興に向け、関係者が一丸となって取組を進めることとする。

# 令和7年度 米·戦略作物部会事業計画 (案)

#### 1 基本方針

国は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下で、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」等による支援を継続し、主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしている。また、食料自給率等の観点からも重要である麦・大豆などの本作化を進めるため、水田の畑地化に向けた支援策を措置するとともに、今後5年間に一度も水張りが行われていない農地は「水田活用の直接支払交付金」の交付対象としない方針を示していた。

しかし、国は令和7年1月に「水田政策の見直しの方向性について」を公表し、令和9年度から水田政策を根本的に見直す検討を本格的に開始する方針を示した。「水田活用の直接支払交付金」については、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換し、令和9年度以降は「5年水張の要件」を求めない方向で検討が進められる見込み。

本県においては、国の施策を最大限活用できるよう見直しの動向を注視しつつ、地域計画の実現に向けた地域の取組を支援するとともに、「主要穀類トリプルアップ運動」による主要穀類の生産性と品質の向上を図る。また、主食用米の需給調整については、関係機関・団体・生産者が長年に亘り築き上げてきた枠組みを一体となって維持し、国の示す需給見通しを参考として、需要に応じた適正生産の取組を推進する。

## 2 事業計画

(1) 主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進

「令和7年度の米政策の推進について(令和6年11月26日長野県農業再生協議会決定)」に基づき、 県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となり、 需要に応じた主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づく りを進め、水田農業の体質強化を図る。

#### ア 主食用米の需要に応じた適正生産の推進

- (ア) 主食用米の生産数量目安値の設定と目安値に沿った適正生産の推進
- (イ) 作付オーバー協議会等への主食用米からの転換品目の提案など目安値内での生産に向けた取組
- (ウ) 米の安定取引に向けた複数年・播種前契約の推進
- (エ) 加工用米や新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米)の推進
- (オ) 消費者・流通業者の評価や需要動向など米づくりに関する情報のより積極的な収集・共有

#### イ 水田収益力強化ビジョンの策定・推進

- (ア) 地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりの推進
- (イ)「水田活用の直接支払交付金(産地交付金)」の最大限の活用促進

## ウ経営所得安定対策の活用

担い手農家の経営安定に向けて「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」や「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」の活用を推進

#### エ 農業保険制度の活用推進

農業経営のセーフティーネットとして、収入保険制度(農業経営収入保険事業)又は農業共済及び ナラシ対策への加入を推進

### (2) コメ新市場開拓等促進事業等の実施

「コメ新市場開拓等促進事業」や「畑作物産地形成促進事業」を活用し、実需と連携した加工用米・ 新市場開拓用米や麦、大豆等の取組拡大と低コスト生産技術を推進する。

#### (3) 主要穀類の体質強化

「主要穀類トリプルアップ運動」の展開により、需要に応じた主食用米の作付と併せて、地域計画 と連動した農地利用の検討を支援し、生産性と品質向上による主要穀類の体質強化を図る。

## ア 需要に応じた生産の推進 (競争力アップ)

- (ア) 行政、農業者及び輸出事業者の連携による輸出用米の産地化、海外需要の獲得
- (イ) 麦類・大豆・そばの本作化の推進による品質向上
- (ウ) 2年3作の輪作体系、地域内での輪作の普及推進
- (エ) 新規需要米等の用途限定米穀について、それぞれの経営規模に応じた取組を推進
- (オ) 集落営農組織や法人経営体等を中心に、経営状況に合わせた高収益作物の導入を推進

#### イ 品質向上・高付加価値化(ブランドカアップ)

- (ア) 基本技術の再徹底による実需者・消費者に選ばれる高品質な米生産を推進
- (イ) 1 等米比率全国 1 位を目標に、地域課題の解決に向けてきめ細やかな技術指導を展開
- (ウ) 県オリジナル品種を中心に、実需者ニーズに沿った品種の作付誘導を戦略的に進め、実需者から信頼される産地形成を進める
- (エ) 特別栽培など付加価値が高い良品質な生産による主要穀類のブランド化の推進

## ウ 地域の実情に応じた生産効率化・省力化(収益力アップ)

- (ア) 地域の実情を踏まえたスマート農業技術等による農作業の効率化・省力化
- (イ) 作業の効率化・移動時間の短縮に向けたほ場の集約化・団地化
- (ウ) 排水対策の徹底等による麦類・大豆・そばの生産性と品質の向上
- (エ)「トヨタ式カイゼン手法」の普及により、効率的な生産体系システムの構築や企業的な経営感 覚を持った経営体の育成を支援

# 令和7年度の米政策の推進について

(令和6年11月26日 長野県農業再生協議会決定)

#### 1 基本的な考え方

令和6年産米を取り巻く全国の情勢については、作況は「101」(10月25日現在)、主食用米の作付面積については米価の上昇を背景に前年実績から1.7万 ha の増加となり、主食用米の収穫量は、国が当初定めた適正生産数量である669万トンを上回る679万2千トンと見込まれている。

また、コメの相対的な値頃感やインバウンド(訪日外国人客)等の人流増加により主食用米の需要が堅調に推移したことから、来年6月末の民間在庫量は、適正水準の範囲内(180万~200万トン)を下回る162万トン\*1と見込まれるが、今年産と同規模の作付け転換を図れば、令和8年6月末には適正水準の範囲内となる182万トン\*2まで回復する見通しとなっている。

これらを踏まえ、令和6年10月の相対取引価格が前年同月比151%<sup>\*3</sup>となるなど、米価は大きく上昇しているが、生産コストが増加する中でインバウンドを含めた今後の需要を注視していく必要があり、稲作経営は依然として先行きが不透明である。

このような状況の中、稲作経営の安定化を図るためには、引き続き主食用米の需要に応じた適正生産に取り組むことが必要となっており、国は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」などによる支援を継続するとともに、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしている。

また、米の需給及び価格の安定を図っていくためには、産地が実需者のニーズを的確に把握し、実需者としっかりと結びついた複数年・播種前契約等の安定的な取引関係を構築することが重要としている。

本県においても国の方針を踏まえ、引き続き、農業再生協議会が中心となり、県、協議会の構成員(県、市町村、JAグループ、集荷業者ほか関係機関・団体)が、密接な連携と適切な役割分担の下、米の生産環境が非常に厳しい中、米政策は米価維持対策等、稲作農家のための施策であることを生産者一人ひとりが理解して、全ての農業者が協調して、需要に応じた主食用米の適正生産に取り組めるよう一丸となって推進する。

さらに、地域自らの発想・戦略と地域の合意による「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特性に応じた水田農業を推進するとともに、農家の所得向上を図るため、関係者が一丸となって麦・大豆及び園芸品目等の需要の見込める品目の導入による経営の複合化、県産米の高品質化やブランド化、スマート農業技術の導入による農作業の効率化や徹底した生産コストの削減に取り組み、水田農業の体質強化を図るものとする。

- \*1 R7.1 基本指針では「158 万トン」
- ※2 R7.1 基本指針では「178 万トン」
- ※3 令和7年1月の相対取引価格は「前年同月比 168%」

なお、国において5年間に一度も水張りが行われていない農地は「水田活用の直接支払交付金」の交付対象としない方針\*\*4が示されていることから、今後も水田として維持していく農地と、畑地化して高収益化作物等に活用する農地の整理を進めていく。

※4 国は令和7年1月に「水田政策の見直しの方向性について」を公表し、令和9年度 から水田政策を根本的に見直す検討を本格的に開始する方針を示した。「水田活用の 直接支払交付金」については、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換し、令和9 年度以降は「5年水張りの要件」を求めない方向で検討が進められる見込み。 本県においては、国の施策を最大限活用できるよう見直しの動向を注視しつつ、地 域計画の実現に向けた地域の取組を支援する。

### 2 具体的な推進方策

#### (1) 主食用米の需要に応じた適正生産及び水田フル活用の推進

#### ア 推進体制

県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となって、需要に応じた主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりや水田農業の体質強化を図る。

#### イ 主食用米の需要に応じた適正生産の推進

① 主食用米の需要に応じた適正生産については、国が示す需給見通しに沿って、 県農業再生協議会が定める生産数量目安値(以下「目安値」という。)により進め るものとし、令和7年産米の目安値は、別紙「主食用米の需要に応じた適正生産 及び水田フル活用の推進について」により算定し、県農業再生協議会地方部に提 示する。

取組に当たっては、農業再生協議会を中心とした農業者、農業者団体の主体 的な取組と行政のきめ細かな対応により、各地域において、全ての農業者が協 調して目安値に沿った生産が行われるよう努める。

- ② 令和6年産において目安値の範囲内で生産ができなかった地域農業再生協議会及び7年産において目安値の範囲内での生産が困難となる恐れのある地域農業再生協議会については、「行動計画」の策定を行い、これに沿った取組を行う。
- ③ 目安値の 100%活用による主食用米の生産を推進するため、JAグループが主体となって、目安値の地域間調整に取り組む。
- ④ 実需者との結び付きの強化や安定的な取引を積極的に進めるため、主食用米について複数年・播種前契約の取組を推進する。
- ⑤ 主食用米とは別枠で生産できる用途限定米穀(加工用米、新規需要米(飼料用 米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米、新市場開拓用米等))、備蓄米について、積極 的な取組を推進することにより、主食用米の適正生産を進める。
- ⑥ 地域の米の需要動向を客観的に見極め、需要に応じた主食用米の適正生産を産 地自らが推進することが求められていることから、消費者・流通業者の評価や需 給動向など米づくりに関する情報のより積極的な収集・共有に努める。

## ウ 水田収益力強化ビジョンの策定・推進

- ① 農業再生協議会は、国の「水田活用の直接支払交付金」などの支援措置を最大限に活用し、水田のフル活用を進めるため、目安値を踏まえた主食用米の適正な作付けのほか、水田への加工・業務用野菜等の園芸作物の導入や麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、需要が期待できる新規需要米の作付け目標や導入する技術など、水田活用の取組方針を記載した「水田収益力強化ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定し、構成機関・団体との密接な連携により、計画の実現に向けた取組を推進する。
- ② ビジョンの策定に当たっては、地域の水田農業の担い手や農地の利用集積の 目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、その実現に向けて 地域の関係者が一体となった取組を推進する。

なお、地域の水田農業を担う十分な担い手の確保・育成が困難な地域等にあっては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織、作業受託組織等の多様な担い手による生産体制の整備を図る。

## エ 経営所得安定対策等の活用

水田を活用した戦略作物(麦、大豆、飼料作物、新規需要米等)や地域振興作物 (そば、野菜等)の生産振興、畑地への麦、大豆、そば等の作付けなどにより、 農業者の経営安定に向けた取組を推進するため、農業再生協議会の関係者が連携 し、農家、集落営農組織等に対してきめ細かな説明等を行い、経営所得安定対策 等の有効な活用を図る。

- ① 「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和 交付金(ナラシ対策)」は、交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就 農者に限定されていることから、多くの農業者が交付対象となるよう、地域農業 再生協議会と連携し、担い手への誘導を図る。
- ② 「水田活用の直接支払交付金」は、水田機能等を有効に活用し、戦略作物や地域振興作物の作付拡大、産地づくりを進めるため、加算措置等を含めて積極的な活用を図る。

また、これまで需給調整に参加してこなかった生産者に対しても積極的に活用を促し、目安値に沿った生産へと誘導を図る。

③ 地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な「産地交付金」を十分活用する。

## オ農業保険制度の活用推進

農業者が、自ら自然災害や価格下落等のリスクに対する備えを行い、経営安定を図るためのセーフティネット対策として、「収入保険制度(農業経営収入保険事業)」 又は「農業共済及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」のいずれかを選択して加入が進むよう、制度の周知徹底と加入推進を行う。

なお、収入保険制度への加入に当たっては、青色申告による税務申告が要件となることから、農業者への情報提供に配意する。

#### (2) 消費者に信頼される安全・安心な米づくりの推進

生産段階における栽培履歴の記帳の徹底及びGAPの取組、及び国の「みどりの食料システム戦略」等をふまえた環境にやさしい米づくり等の推進により、自然環境の保全、食品安全の確保、労働安全の確保を図り、消費者に信頼される安全・安心な米づくりを推進する。

### (3) 水田農業の体質強化への取組推進

食生活の多様化や人口減少の影響により、国内の主食用米の需要量は年間 10 万トンずつ減少する中、米価を維持し水田農業を継続するためには、次代を見据えた生産体制への転換が必要である。

このため、地域計画と連動した農地利用の検討と並行して、輸出による新たな需要開拓や、地域内での輪作体制の構築等、体質強化に向けた取組を積極的に推進する。

### ア 需要に応じた生産の推進【競争力アップ】

- ① 意欲ある農業者による米の輸出を促進し米の販路を拡大するため、輸出に取り 組む農業者の掘り起こしを積極的に行うとともに、県内輸出事業者と連携して県 内における輸出の機運の醸成と、輸出米の産地化を推進する。
- ② 麦・大豆・そばについては、基本技術の励行を再徹底し、収量と品質の向上を 図るとともに、2年3作の栽培体系の導入やブロックローテーションの再構築な どによる作付けの集約化を進める。
- ③ 大規模経営体における飼料用米などの用途限定米穀について、それぞれの経営 規模に応じた取組を進める。
- 集落営農組織や雇用労働力を有している法人などの経営体を中心に、自らの経営状況に合わせた収益性の高い新たな品目導入を推進する。

なお、品目導入にあたっては、生産者団体や市町村、普及組織等の関係機関が 密接な連携を図り、導入にチャレンジする経営体が早期に経営安定が図られるよ う積極的な支援を展開する。

#### イ 品質向上・高付加価値化【ブランドカアップ】

- ① 実需者・消費者に選ばれる高品質な米生産を進めるために、高温登熟障害(胴割米・白未熟粒)・斑点米カメムシ・雑草イネなどへの対策の実施、適正な肥培管理技術等を徹底する。
- ② 1等米比率全国1位を目標に、各地域におけるプロジェクトチームにより地域 課題の解決に向けてきめ細やかな技術指導を展開する。
- ③ 県オリジナル米「風さやか」を始め、大麦・小麦・大豆・そばにおいてもオリジナル品種を中心に、実需者ニーズに沿った品種の作付誘導を栽培技術と合わせて計画的かつ戦略的に進め、実需者から信頼される産地形成を進める。
- ④ 産地の立地状況などを踏まえ、特別栽培米など良品質かつ個性ある米の生産 を推進する。

- ウ 地域の実情に応じた生産効率化・省力化【収益力アップ】
  - ① スマート農業技術等の活用について、平坦地ではスケールメリットを活かした 低コスト運用、担い手減少に悩む中山間地では共同利用などによる省力化等、地域の実情に合った農作業の効率化・省力化を図る。
  - ② 地域の水田農業の構造改革を進めるため、「地域計画」の策定等に合わせた地域の話し合いを支援し、地域農業を牽引する経営体への集約化やほ場の団地化等による作業の効率化を図る。
  - ③ 環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量の削減等により生産コストの削減を進める。
  - ④ トヨタ式カイゼン手法の農業現場への普及を計画的かつ速やかに進め、効率的な生産体系システムの構築と、企業的な経営感覚を持った経営体の育成をより一層推進する。

		令和7年産目安値			地方部別	目安値
地域協議会名	市町村	総配分数量	面積換算	R7換算単収	R7目安値	面積換算
		t	m³	kg/10a	トン	m²
小諸市協議会	小諸市	3, 587	5, 804, 207	618		
佐久市協議会	佐久市	13, 913	20, 734, 724	671		
小海町協議会	小海町	167	288, 927	578		
佐久穂町協議会	佐久穂町	1, 524	2, 561, 344	595		
川上村協議会	川上村	-	-	_		
南牧村協議会	南牧村	74	140, 151	528		
南相木村協議会	南相木村	11	20, 833	528		
北相木村協議会	北相木村	6	11, 406	526		
軽井沢町協議会	軽井沢町	79	139, 329	567		
御代田町協議会	御代田町	544	909, 698	598		
立科町協議会	立科町	2, 287	3, 398, 216	673	22, 192	34, 008, 835
上田市協議会	上田市	9, 172	15, 389, 261	596		
東御市協議会	東御市	3, 859	6, 174, 400	625		
長和町協議会	長和町	1, 287	2, 203, 767	584		
青木村協議会	青木村	532	914, 089	582	14, 850	24, 681, 517
岡谷市協議会	岡谷市	360	567, 823	634		
諏訪市協議会	諏訪市	2, 083	3, 160, 849	659		
茅野市協議会	茅野市	4, 962	7, 681, 114	646		
下諏訪町協議会	下諏訪町	98	157, 303	623		
富士見町協議会	富士見町	2, 613	4, 200, 964	622		
原村協議会	原村	2, 024	3, 285, 714	616	12, 140	19, 053, 767
伊那市協議会	伊那市	11, 499	17, 745, 370	648		
駒ケ根市協議会	駒ケ根市	4, 454	7, 025, 236	634		
 辰野町協議会	<b>辰野町</b>	1, 587	2, 559, 677	620		
箕輪町協議会	箕輪町	2, 173	3, 395, 312	640		
飯島町協議会	飯島町	3, 054	4, 855, 325	629		
南箕輪村協議会	南箕輪村	1, 444	2, 201, 219	656		
中川村協議会	中川村	1, 321	2, 127, 214	621		
宮田村協議会	宮田村	1, 323	2, 110, 047	627	26, 855	42, 019, 400
南信州協議会	飯田市	3, 796	6, 423, 011	591		
南信州協議会	松川町	871	1, 456, 521	598		
南信州協議会	高森町	1, 116	1, 860, 000	600		
南信州協議会	阿南町	732	1, 293, 286	566		
南信州協議会	阿智村	715	1, 252, 189	571		
南信州協議会	平谷村	24	53, 691	447		
南信州協議会	根羽村	140	250, 000	560		
南信州協議会	下條村	518	888, 507	583		
南信州協議会	売木村	203	359, 292	565		
南信州協議会	天龍村	71	140, 873	504		
南信州協議会	泰阜村	222	401, 446	553		
 南信州協議会	喬木村	612	1, 016, 611	602		
南信州協議会	豊丘村	692	1, 151, 414	601		
南信州協議会	大鹿村	170	313, 075	543		
南信州計		9, 882	16, 859, 916	_	9, 882	16, 859, 916

		令和7年産目安値			地方部別	目安値
地域協議会名	市町村	総配分数量	面積換算	R7換算単収	R7目安値	面積換算
		t	m²	kg/10a	トン	m²
木曽郡協議会	木曽町	595	1, 178, 217	505		
木曽郡協議会	上松町	196	367, 729	533		
木曽郡協議会	南木曽町	387	681, 338	568		
木曽郡協議会	木祖村	155	284, 403	545		
木曽郡協議会	王滝村	57	108, 986	523		
木曽郡協議会	大桑村	258	455, 026	567		
木曽郡計		1, 648	3, 075, 699		1, 648	3, 075, 699
松本市協議会	松本市	16, 694	25, 683, 076	650		
塩尻市協議会	塩尻市	3, 346	5, 195, 652	644		
安曇野市協議会	安曇野市	18, 729	29, 218, 408	641		
麻績村協議会	麻績村	728	1, 142, 857	637		
生坂村協議会	生坂村	308	495, 176	622		
山形村協議会	山形村	604	948, 194	637		
朝日村協議会	朝日村	269	447, 587	601		
筑北村協議会	筑北村	1, 030	1, 642, 743	627	41, 708	64, 773, 693
大町市協議会	大町市	8, 367	13, 649, 265	613		
池田町協議会	池田町	3, 103	4, 941, 082	628		
松川村協議会	松川村	4, 426	7, 047, 770	628		
白馬村協議会	白馬村	2, 241	4, 142, 329	541		
小谷村協議会	小谷村	675	1, 288, 167	524	18, 812	31, 068, 613
長野市協議会	長野市	7, 717	13, 586, 267	568		
須坂市協議会	須坂市	872	1, 460, 636	597		
千曲市協議会	千曲市	2, 282	4, 156, 648	549		
坂城町協議会	坂城町	664	1, 179, 396	563		
小布施町協議会	小布施町	521	874, 161	596		
高山村協議会	高山村	462	793, 814	582		
信濃町協議会	信濃町	2, 771	4, 587, 748	604		
飯綱町協議会	飯綱町	2, 577	4, 273, 631	603		
小川村協議会	小川村	187	361, 702	517	18, 053	31, 274, 003
中野市協議会	中野市	2, 508	4, 470, 588	561	İ	
 飯山市協議会	飯山市	6, 284	11, 141, 843	564		
山ノ内町協議会	山ノ内町	464	821, 238	565		
木島平村協議会	木島平村	2, 037	3, 618, 117	563		
野沢温泉村協議会	野沢温泉村	841	1, 496, 441	562		
<u></u> 栄村協議会	栄村	1, 033	2, 045, 544	505	13, 167	23, 593, 771
合計	1	179, 307	290, 409, 214	_	179, 307	290, 409, 214

# 第2号議案

# 令和7年度 米·戦略作物部会収支予算書(案)

自 令和7年4月 1日 至 令和8年3月 31日

収入総額 2,643,000 円 支出総額 2,643,000 円 差引残額 0 円

1 収入の部 (単位:円)

	PAS A - C MI-				
	科目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増減	備考
補助金	È	2,543,000	2,799,000	△ 256,000	
	令和7年度 経営所得安定対策推進事業補助金	2,543,000	2,799,000	△ 256,000	
繰越金	È	100,000	100,000	0	
	令和6年度 経営所得安定対策推進事業の額の確 定に伴う繰越金	100,000	100,000	0	
	合 計	2,643,000	2,899,000	△ 256,000	

2 支出の部 (単位:円)

	科目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増減	備考
経営所	得安定対策推進事業補助金	2,543,000	2,799,000	△ 256,000	
	県協議会事務費	2,543,000	2,799,000	△ 256,000	
国庫返還金		100,000	100,000	0	
	令和6年度 経営所得安定対策推進事業の額の確 定に伴う返還金	100,000	100,000	0	
	合 計	2,643,000	2,899,000	△ 256,000	

# ※附带決議事項

過去に行った補助事業について、残余金等が生じた場合は、国の指示に基づき速やかにその額を国に返還するものとする。

# 第3号議案(米・戦略部会)

水田収益力強化ビジョンにおける産地交付金の助成内容等(案)について (令和7年3月1日現在) 長野県農政部

# 1 産地交付金の活用推進

## (1) 長野県に対する配分額

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当初配分	1, 068, 054	1, 071, 384	1, 071, 384	1, 071, 384	1, 047, 868	<u>1, 022, 994</u>

## (2) 産地交付金の配分方法

#### ア 配分に当たっての国の考え方

水田の高収益化について、県が主導して進めるよう誘導するため、産地交付金の当初配分額の うち20%以上は県段階で助成内容を設定

## イ 地域協議会への配分方法

- ・ 地域が主体となって水田の活用方法を検討するため、R5 年度配分シェアに基づき、国からの 当初配分のうち上限である 80%分を按分して配分。
- ・ <u>国の留保解除による追加配分は、当初配分に準じた配分を基本に地域協議会に配分するが、</u> 協議会ごとの実績が確定している場合は、実績に応じた配分に近づくよう調整を行う。
- ・ 地域の取組に応じた配分(※)は、取組を行った地域協議会に配分することを基本とする。
  - ※ 市場開拓用米の複数年契約、そば・なたね・新市場開拓用米・地力増進作物の作付に対する交付金

#### ウ その他

・ 令和5年度以降、畑地化が行われたことにより各地域の交付対象水田面積が変動していることから、次年度の地域協議会への配分方法を検討する。

# (3) 県段階における助成について(案)

# ア 助成種目と単価の前年比較

(単位:円/10a、太字 新規または単価の増減)

助成種目		令和6年度 助成単価	令和7年度(案) 助成単価
①新規需要米の生産性向上の取組へ	飼料用米 米粉用米	6, 500	<u>7, 000</u>
の支援 	WCS用稲	8, 000	<u>9, 000</u>
②産地推進品目の単収等向上のため	麦、大豆	7, 000	7, 000
の技術定着への支援	そば	8, 000	8, 000
②言切が作物の作け位士。の主控	重点推進品目	40, 000	<u>25, 000</u>
③高収益作物の作付拡大への支援	推進品目	25, 000	<u>15, 000</u>
④産地推進品目の排水対策支援		5, 000	5, 000
<b>○</b> 新担害亜米の取织。の末短	加工用米	10, 000	<u>12, 000</u>
⑤新規需要米の取組への支援 	新市場開拓用米	14, 000	<u>17, 000</u>
⑥加工用米の複数年契約	5, 000	<u>6, 000</u>	
⑦輪作(ブロックローテーション含む	3, 000	<u>削除</u>	

<sup>※</sup> 支払対象面積により配分額を超えてしまった場合、支援単価は表中の単価以内となることがある。

## イ 助成内容

### ① 新規需要米 (飼料用米、米粉用米、WCS 用稲) の生産性向上の取組への支援

〇助成単価

飼料用米・米粉用米 <u>7,000 円/10a</u> WCS 用稲 <u>9,000 円/10a</u>

〇助成対象

生産性向上の取組として、以下のいずれかの取組をした場合に対象とする

取組の要件	具体的な取組内容	備考
生産性向上	1 多収品種の作付け	<飼料用米> 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1の第4の3に規定する品種 <米粉用米> 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙2の第3の2に規定する品種 <wcs用稲> (一社)日本草地畜産種子協会が取り扱う種子の うち、WCS用稲の品種(兼用品種含む)</wcs用稲>
の取組 (低コスト生産)	2 直播栽培	
	3 疎植栽培	・おおむね 50 株/3.3 ㎡以下
	4 高密度播種育苗 技術	・種籾を通常の1.5倍の密度で播種し育苗した苗を 田植え機で定植する技術
	5 施肥効率化技術	<ul><li>土壌診断に基づく肥培管理</li><li>・側条施肥技術</li></ul>
	6 スマート農業機器の活用	・ドローン、ラジコン畦畔草刈機、アシスト付トラ クタ等の活用

#### ② 産地推進品目(麦類・大豆・そば)の単収等向上のための技術定着への支援

単収・品質の向上に向け、排水対策などの対策技術の徹底・定着により、魅力ある転換作物 として生産拡大を進める。

**○対象作物** 産地推進品目に掲げる麦、大豆、そば

 〇助成単価
 麦・大豆
 7,000円/10a

そば 8,000 円/10a

## 〇助成対象

- ・ 排水溝を設置する(必須)ほか、次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組んだほ場。
- ・ ただし、同じ助成対象者に対する助成金の交付は2年間(2回)までとする。

# <生産性向上のための取組技術>

- ・ たい肥の施用 (10a 当たり概ね 1t 以上)
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥
- ・ 出穂・開花後の病害虫防除(麦類は1回以上、大豆の防除作業は2回以上)
- ・ 難防除雑草(帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオブタクサ)の防除

## ③ 産地推進品目 (野菜等の高収益作物) の作付拡大への支援

野菜等の導入により水田経営の複合化を進め、経営の体質強化を図る。

**○対象作物** 産地推進品目に掲げる野菜等の高収益作物

**〇助成単価** 地域ごとに定めている産地推進品目のうち

重点推進高収益作物 <u>25,000 円/10a</u> それ以外の高収益作物 <u>15,000 円/10a</u>

○助成対象 経営体における対象作物の作付合計面積が、令和5年度または令和6年度の作

付が大きい年度に比べて増加した場合、増加した面積分を対象とする(新規の

取組も含む)。

## ④ 産地推進品目(土地利用型作物含む)の生産性向上のための高度排水対策支援

表面排水に加え、心土破砕や暗渠施工等によりほ場の排水性を高め、産地推進品目の品質・ 収量を向上させる。

**○対象作物** 各協議会が設定した産地推進品目(土地利用型作物含む)

○助成単価 5,000 円/10a

**〇助成対象** 耕盤破砕、穿孔暗渠、弾丸暗渠の施工等により、排水性を高めることで生産性

向上に取り組むほ場

**〇留意点** 排水対策を施し、最初に収穫を行う年度に交付

## ⑤ 加工用米・新市場開拓用米の取組への支援

実需者からの要望を踏まえた加工用米の生産や新たな販路の開拓に資する輸出用米の作付けを推進する。

**〇対象作物** 加工用米、新市場開拓用米

〇助成単価 加工用米 12,000 円/10a

新市場開拓用米 <u>17,000 円/10a</u>

#### 〇助成対象

- ・ 対象作物について、「コメ新市場開拓等促進事業」に応募した地域農業再生協議会である こと(採択の可否は問わない)
- ・ 当該年度の「コメ新市場開拓等促進事業」に取り組むために選択した低コスト生産の取組 のほかに、更に1つ以上の取組を行うこと
- ・ 産地・実需協働プランに記載のない農業者(コメ新市場開拓等促進事業に取り組まない農業者)は、「コメ新市場開拓等促進事業」の低コスト生産の取組の中から、1つ以上の取組を行うこと

## ⑥ 加工用米の複数年契約による安定取引の支援

県内全域で推進する加工用米について、複数年契約による安定取引を支援する。

- **〇対象作物** 加工用米
- 〇助成単価 6,000 円/10a
- 〇助成対象
  - ・ 令和7年産を含む複数年契約を結び、その取組面積に対して支援

### <複数年契約の要件>

- ・ 令和7年産を含む複数年契約
- ・契約期間内は、数量維持または増加
- ・ 集荷団体までの契約でも可
- ・ 販売契約書に各年産米の契約数量が明確に記載されていること

# **⑦ 輪作(ブロックローテーション含む)に対する支援**

転換作物が定着しているほ場において、連作障害による収量・品質の低下を防ぐため、輪作 (ブロックローテーション)体系への取組を支援する。

- ○対象作物 麦・大豆・そば・高収益作物・
- ○助成単価 3,000 円/10a
- ⊖助成対象
  - <u>令和6年度に作付する品目が、麦・大豆・そば・高収益作物の場合</u>
  - \* 令和4年度または令和5年度の作付品目が、令和6年度作付品目とは異なる品目かつ麦・大豆・そば・高収益作物・水稲(主食用米・加工用米・新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米)・備蓄米)であること。
  - \* 令和6年度に作付する品目が、加工用米・新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、 新市場開拓用米)の場合
  - ・ 令和4年度または令和5年度の作付品目が、麦・大豆・そば・高収益作物であること。

⇒用途限定米穀(加工用米、新規需要米)の取組を推進するため、次年度は削除